

START運営委員会における検討課題について											
No.	項目	対応案	終了目途	スケジュール（2024年度）				タスクフォース*			
				1Q	2Q	3Q	4Q	売買制度	取扱制度	清算決済	システム
1	社債の取扱いへの対応	・決済周りで契約やプロセスなど標準化が必要な点を早急に洗い出し、TFにて検討する。 ・手数料はTFでの検討に馴染まないので、弊社内にて事業戦略を踏まえ検討する。	・社債STの発行している社の発行スケジュールを踏まえ、2024年9月末までに必要最低限の検討を終える。 ・初回会合は、2024年4月18日を予定。					◎	○	◎	○
2	契約締結前書面の標準化（社債）	・不動産受益証券STの前書面との比較で社債STとして標準化が必要な項目の洗い出しを行う。 ・洗い出し項目を以て、TFを開催する。 ・標準化項目については、金融庁（市場課、証券課）及び日証協にODXより連携する（おそらく、調整の必要は無いと推測されるが。）	・社債STの発行している社の発行スケジュールを踏まえ、2024年9月末までに必要最低限の検討を終える。 ・初回会合は、2024年4月18日を予定。					◎	◎		
3	契約締結前書面の標準化（START銘柄）	・最終的なゴールは、STの契約締結前書面を上場有価証券等書面と同様の運用を認めて頂くこと。ただし、法改正（金融商品取引業等に関する内閣府令 第80条）が必要なので、当面の着地点は、金融庁への改正要望を提出すること。 ・主な論点は、①現状のセカンダリーの記載事項の評価、②銘柄のリスク情報の標準化、③ブロックチェーンによる移転のリスク情報簡素化、④商品性が異なるSTが発行・取り扱われる場合の対応、⑤流動性、の5点。 ・TFにての一定の合意を得て、ODXにて金融庁（市場課、証券課）及び日証協への折衝を開始。	・社債STの前書面の検討が終わり次第、本格的な検討に着手する予定。 ・TFでの議論自体は最長6カ月程度で結論を得る見込みであるものの、STARTにおける取引に一定の流動性が生じていないと当局折衝への説得力を欠くので、折衝開始時期は別途検討する。					○	◎		
4	DLP制度の見直し	・当初、ODXが想定したDLPの発注ガイドライン的な取りまとめと意見として提起されたインサイダー取引対応は、別の軸で検討する。 ・インサイダー対応については、枠組が固まってきたところで、金融庁（市場課、証券課）、監視委員会及び日証協とも連携（現時点では、「このようなことを進めています。実際にこれでも問題が生じるようなら法整備をお願いします。」といったレベル感か。）	・発注ガイドラインについては、2024年5月頃から検討を開始し、同年9月を目途に取りまとめる予定。 ・インサイダー取引については、発注ガイドラインの議論が収束した以降に開始し、2024年度内に対象事象について整理を終え、2025年度第1四半期を目途に規則化を目指す。	発注 ガイドライン	インサイダー 取引			◎	◎		
5	信用取引制度の導入	・意見が分かれているが、実際にレバレッジを掛けて導入しようとする場合、金融庁との折衝には相応の時間を要するため、検討は徐々に開始することとする。 ・一方、現状では、DLPがマーケットメイクの際の売り注文が、募集段階で親引けをしていないと難しいため、DLPの拡大による市場の安定性向上のために、貸セキュリティトークンの制度整備についての検討は先行して進める。	・2024年6月を目途に検討の全体像と進め方についてTF清算決済にて説明。 ・貸STについては、3～4か月で結論を得て、遅くとも2024年末までに実装（標準契約書、標準的な事務フローの制定等）。なお、他社口座移管の検討も平仄を合わせる必要あり。 ・その他の制度については、一旦、2025年度末を目途に制度設計を目指す。	ODX 検討				○	○	◎	△
6	顧客預かりSTの他社口座への移管手続き	・顧客預かりSTの移管手続きが整備されていないことは、他の金融商品と比較して投資者保護上劣位するとの意見を踏まえ、早急に検討を開始する。 ・移管とは意味合いが異なるが、貸STを実施する場合も証券会社間における相対でのSTの移転手続きの標準化は必要であるので、その点も含めて検討する。	・移管自体は基本的に手続き論と目されるため、2024年6月頃から検討を始め、3カ月程度で結論を出し、実装（規則化なのか、標準的な事務フローの提示なのか、も含めて検討する）。					△	△	◎	

START運営委員会における検討課題について											
No.	項目	対応案	終了目途	スケジュール（2024年度）				タスクフォース*			
				1Q	2Q	3Q	4Q	売買制度	取扱制度	清算決済	システム
7	銘柄名称、銘柄略称の運用整備	・一定の事例を踏まえることが実務的な検討には有効である一方で、現状の記載レベルの事例が増えるとそれがデファクト化する可能性もある。 ・加えて、投資者保護の観点から先行して検討すべきとの意見も幾つか寄せられていることから、早期に検討を開始する。	・2024年5月目途で検討を開始し、同年10月を目途にガイドラインの制定を目指す。					△	◎		
8	募集時の有価証券届出書へのリスク情報等の記載内容についての改善	・一定の事例を踏まえることが実務的な検討には有効である一方で、現状の記載レベルの事例が増えるとそれがデファクト化する可能性もある。 ・加えて、投資者保護の観点から先行して検討すべきとの意見も幾つか寄せられていることから、早期に検討を開始する。	・2024年6月目途で検討を開始し、年内を目途にガイドラインの制定を目指す。 ・なお、開示の対応なので、その後も毎年、定期的な見直しを行っていく予定。						◎		
9	適時の情報提供ガイドラインの見直し	・投資者保護の観点から先行して検討すべきとの意見も幾つか寄せられているものの、現状では適時情報の事例が乏しいため、検討開始は、2025年度以降とする。ただし、DLPのインサイダー対応の検討状況によっては、前倒し又はそちらの検討と合体させる可能性あり。	・2025年度中目途。			2025年度に見直し		△	◎		
10	NISAへのST商品の組込み	・不動産受益証券STのみを想定した場合、NISA組込みの議論は比較的単純であるが、他のアセットを前提としたSTも含めてのNISA組込みの当局への折衝は、意外とハードルが高いと目される。 ・まずは何処までの範囲のSTを想定するのかを議論し、NISA組込みに関して当局への折衝に当たっての必要事項の整理を目指す。	・まず6カ月ほどで対象STの範囲を整理し、その後6カ月くらいで折衝項目の整理を行う。		ODX 整理・検討			○	◎		
11	外貨建て商品の取扱い	・具体的な商品性が見えないと有効な議論を行い難いので、一旦、ODXにて情報収集を行い、検討項目の整理や検討範囲の特定を実施した上で、TFで議論することとする。	・対象商品の導入スケジュールに依拠するので現時点では未定。					◎	◎	◎	○
12	新たな裏付資産となるSTの取扱い（再生可能エネルギー、オルタナ資産、海外不動産、その他）	・具体的な商品性が見えないと有効な議論を行い難いので、一旦、ODXにて情報収集を行い、検討項目の整理や検討範囲の特定を実施した上で、TFで議論することとする。	・対象商品の導入スケジュールに依拠するので現時点では未定。					◎	◎	◎	○
13	既発行銘柄の取扱促進	・発行体側が既発行銘柄のSTART取扱については、積極的ではない。 ・また、発行時点で行っているスキームの変更の影響や訂正有価証券報告書の記載内容の検討になると思われるが、①法的検討を行う場合、具体的な対象が無いと弁護士照会も難しいこと、②弁護士照会の費用を誰が負うのか（仮に大枠の検討についてはODXで負担するとしても個別に確認が必要とされられると思われるので、その場合の費用までをODXが負担してしまうと新規発行の場合に対して差別的になってしまい、適切ではない。）、③プライマリーに応じた投資者の投資判断の前提が変わることに関係者間でも意見が分かれていること、などの問題点がある。 ・よって、現状ではTFとしての検討対象とすることは難しいと判断。	・4月中に具体的な既発行物でODX取扱いを望んでいる案件の有無をODXにて確認。その状況に応じて、その対象先の関係者と個別に検討を行うことを優先する。								

START運営委員会における検討課題について

No.	項目	対応案	終了目途	スケジュール（2024年度）				タスクフォース*			
				1Q	2Q	3Q	4Q	売買制度	取扱制度	清算決済	システム
14	DVP決済の導入について	・最終形としてST/SCによるRTGSを目指すものの、現実的な決済リスク低減策としてのDVPの導入の検討は有意義。 ・具体的な検討項目や検討範囲について本意見の提案者とODXにて相談し、検討スケジュールを定める。	(T.B.D)					△		◎	○
15	クオサイ取引参加者に係る清算決済実務の整理	・ODXとクオサイ取引参加者を取り込みそうな証券会社とでクオサイ参加者の決済フローを確認する。 ・当該フローにおいて、クオサイの有無にかかわらず標準化が必要な点が発見された場合に限り、TFを開催し、確定させる。	(T.B.D)					△		◎	○
16	Trading GUIの利便性向上	・検討は、2025年度以降とする。	(T.B.D)					○			◎
17	決済明細確認システムの利便性向上	・社債STの取扱いに関係する点以外は、2025年度以降の検討とする。 ・ただし、外貨建てSTや不動産以外のアセットを裏付け資産とする商品の発行が近くに見えた場合は、当該部分を繰り上げて検討を行う。	(T.B.D)					○		◎	◎
18	ザラバ取引の導入	・検討は、2025年度以降とする。 ・なお、現状のT+2による決済の場合、ザラバ取引を導入すると事務フローがかなり煩雑になる可能性あり。	(T.B.D)					◎	△	◎	◎
19	決済期間短縮に向けての取り組み	・検討は、2025年度以降とする。	(T.B.D)					◎		◎	○
20	START取扱にかかる審査基準の追加整備（取扱い可能な資産や基準等の明確化）	・項番12の検討対象商品がある程度、絞られた上で検討を始めることとする。	(T.B.D)					○	◎	○	△

*：◎＝メイン、○＝サブ、△＝オブザーバー